**平成２８年（フ）第５２２号**
岡山市東区西大寺松崎163番地12　ストークα201、申立時の住所岡山市東区益野町280番地18
債務者　吉田　圭子（旧姓守田）
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第４９２４号**
大阪市浪速区日本橋５丁目16番４―1305号
債務者　大野ミチ子
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第５０６０号**
大阪市淀川区加島３丁目１番13―503号、前住所兵庫県三木市別所町和田329番地
債務者　田中由利子（旧姓並河・南田）
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第５１２９号**
大阪府高槻市宮田町１丁目19番６号　サンライフ宮田102号、前住所大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ４―302号
債務者　梶並さゆり
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第５２４３号**
大阪市城東区今福西５丁目４番７号　ヴィレッジスプリングヒル　405、前住所大阪府守口市八雲北町２丁目９番３―301号
債務者　榮　　貴文（旧姓廣瀬）
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第５３８８号**
大阪市浪速区恵美須西３丁目２番４―804号
債務者　松川昇永こと　宋　　昇永
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第５４３０号**
大阪府寝屋川市太秦中町２番９号、前住所大阪府寝屋川市明徳１丁目５番45―206号
債務者　前崎伸吾こと　前崎　伸吾
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

## 破産手続廃止

**平成２８年（フ）第１４２９号**
福岡市南区野間４丁目２番17号
破産者　有限会社辻スポーツ
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

## 破産手続終結

**平成２８年（フ）第６１号**
群馬県前橋市高花台１丁目22番地10
破産者　株式会社ナルセ
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２７年（フ）第１０３８号**
千葉市若葉区みつわ台５丁目１番83号
破産者　株式会社杉本建装
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第１０３９号**
千葉県習志野市本大久保２丁目４番５―301号、開始決定時の住所千葉市若葉区みつわ台５丁目１番83号
破産者　杉本　　裕
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２８年（フ）第４６３号**
大阪市中央区本町３丁目５番２号　辰野本町ビル
破産者　株式会社アールストリーム
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第９４号**
広島県竹原市港町５丁目１番11号
破産者　株式会社川崎フードモデル
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所呉支部

**平成２６年（フ）第１９１２号**
東京都杉並区高井戸東１丁目１―30　仙石方
破産者　小林　達也
1　決定年月日　平成28年12月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第６７号**
京都府宇治市木幡正中15番地の１　フラウメンドルフ403号、破産手続開始決定時の住所京都府宇治市木幡西中44番地の２　メゾン・ドウ木幡３―Ｂ号
破産者　木下　芳夫（旧姓山田）
1　決定年月日　平成28年12月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係